

各 位

愛媛県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 62 号）及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 63 号）における県独自基準に係る解釈について

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 62 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 63 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）については、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたところですが、このうち、記録の整備及び保存に係る規定、非常災害対策に係る規定並びに特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護におけるサービスの提供の記録に係る規定については、県において独自の基準を定めています。

これらの条項の趣旨、内容及び留意事項は、下記のとおりですので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。なお、その他の基準に係る運用については、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」の内容と同じです。

## 記

### 1 記録の保存年限

#### (1) 趣旨

別表（1）の項に掲げる条項は、サービスの提供に関する記録を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 236 条第 1 項の規定に基づく金銭債権の消滅時効と同期間である 5 年間、保存しなければならないこととしたものである。

#### (2) 内容及び留意事項

「完結の日」とは、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）が介護報酬を受領した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、指定居宅サービス等基準条例第 27 条（第 59 条、第 79 条、第 89 条、第 98 条、第

113条、第146条、第168条、第203条、第236条、第262条及び第275条において準用する場合を含む。)及び指定介護予防サービス等基準条例第24条(第57条、第75条、第85条、第94条、第108条、第124条、第143条、第181条、第217条、第248条及び第262条において準用する場合を含む。)の規定による市町村への通知に係る記録並びに指定居宅サービス等基準条例第38条第2項(第59条、第79条、第89条、第98条、第113条、第146条、第168条、第203条、第236条、第262条及び第275条において準用する場合を含む。)及び指定介護予防サービス等基準条例第35条第2項(第57条、第75条、第85条、第94条、第108条、第124条、第143条、第181条、第217条、第248条及び第262条において準用する場合を含む。)の規定による苦情の内容等の記録については、当該記録作成日の属する月の翌月の初日とする。

なお、サービス提供の必要上から5年を超えて記録を保存することを妨げるものではない。

## 2 非常災害対策

### (1) 趣旨

別表(2)の項に掲げる条項は、指定居宅サービス事業者等は、非常災害に際して必要な事業所防災計画の策定と掲示、関係機関への通報及び関係機関との連携体制の整備、避難、救出等訓練の実施、避難生活のための生活物資の備蓄等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

### (2) 内容及び留意事項

#### ア 指定居宅サービス基準等条例第110条第1項及び指定介護予防サービス等基準条例第105条第1項

「事業所防災計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に定める消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合において、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定居宅サービス事業者等にあつては、その者に行わせるものとし、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定居宅サービス事業者等にあつては防火管理の責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせるものとする。

事業所防災計画は、事業所内の見やすい場所に掲示し、従業者及び利用者の防災意識の向上及び非常災害時の円滑な避難行動等に役立てるものとする。ただし、事業所内に事業所防災計画全てを掲示することが困難である場合は、事業所防災計画の概要を掲示することとして差し支えない。

#### イ 指定居宅サービス基準等条例第110条第2項及び指定介護予防サービス等基準条例第105条第2項

火災や地震等の災害発生時に、地域の消防機関、地元自治体等へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防機関や地域住民、地元自治体等との連携を図り、災害発生時に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求める

こととしたものである。

また、災害発生時に円滑な避難行動等が行えるよう、日頃から同項に規定する体制を従業者及び利用者に周知するとともに避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

なお、災害発生時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間等様々な状況を想定し、事業所の実情を踏まえた訓練の実施を図ること。

#### ウ 指定居宅サービス基準等条例第 110 条第 3 項及び指定介護予防サービス等基準条例第 105 条第 3 項

事業所防災計画は、指定居宅サービス基準等条例第 110 条第 2 項及び指定介護予防サービス等基準条例第 105 条第 2 項の訓練の結果に基づき内容の検証を行うとともに、事業所の周辺地域の環境、立地条件の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、実効性のあるものとしておくこと。

#### エ 指定居宅サービス基準等条例第 110 条第 4 項及び指定介護予防サービス等基準条例第 105 条第 4 項

非常災害の発生によりライフラインや避難経路が寸断される事態が想定されることから、指定居宅サービス事業者等において利用者及び従業者が当面の間、避難生活をするように生活物資の備蓄の確保に努めることとしたものである。

そのため、当該指定居宅サービス事業者等に備蓄する品目及び量については、当該指定居宅サービス事業者等の立地条件や利用者及び従業者の人数、利用者の要介護状態等の状況に照らし合わせて検討を行い、当該指定居宅サービス事業者等の状況に見合った備蓄の確保に努めていただきたい。

なお、中央防災会議の作業部会がまとめた南海トラフ巨大地震対策の最終報告においては、家庭において必要とされる備蓄を 1 週間分以上としていることも参考とされたい。

### 3 サービス提供記録の利用者への提供

#### (1) 趣旨

別表（3）の項に掲げる条項は、当該指定特定施設入居者生活介護事業者又は当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者が自らに提供されたサービスに関する記録を確認することができるよう、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

#### (2) 内容及び留意事項

「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

## 別表

	指定居宅サービス等基準条例	指定介護予防サービス等基準条例
(1)	第 42 条第 2 項 (第 47 条において準用する場合を含む。)、第 58 条第 2 項 (第 63 条において準用する場合を含む。)、第 78 条第 2 項、第 88 条第 2 項、第 97 条第 2 項、第 112 条第 2 項 (第 135 条において準用する場合を含む。)、第 130 条第 2 項、第 145 条第 2 項、第 167 条第 2 項 (第 187 条において準用する場合を含む。)、第 202 条第 2 項、第 235 条第 2 項、第 246 条第 2 項、第 261 条第 2 項 (第 264 条において準用する場合を含む。) 及び第 274 条第 2 項	第 39 条第 2 項 (第 47 条において準用する場合を含む。)、第 56 条第 2 項 (第 63 条において準用する場合を含む。)、第 74 条第 2 項、第 84 条第 2 項、第 93 条第 2 項、第 107 条第 2 項 (第 116 条において準用する場合を含む。)、第 123 条第 2 項、第 142 条第 2 項 (第 171 条において準用する場合を含む。)、第 180 条第 2 項、第 216 条第 2 項、第 233 条第 2 項、第 247 条第 2 項 (第 253 条において準用する場合を含む。) 及び第 261 条第 2 項
(2)	第 110 条 (第 135 条、第 146 条、第 168 条、第 187 条、第 203 条及び第 236 条において準用する場合を含む。)	第 105 条 (第 116 条、第 124 条、第 143 条、第 171 条、第 181 条及び第 217 条において準用する場合を含む。)
(3)	第 223 条第 2 項	第 209 条第 2 項